

# 東海セントラーゴ物流協同組合賛助会員加入申込書

東海セントラーゴ物流協同組合  
代表理事 大淵 一徳 殿

このたび貴組合の定款を承認し貴組合賛助会員に加入いたしたく、下記により申し込みいたします。

年            月            日

ふりがな					
会社名					印
ふりがな					
代表者氏名					
郵便番号	〒				
ふりがな					
本社住所					
	TEL			FAX	
窓口ご担当者様	ご担当者			部署名	
	ご連絡先				
	E-mail				
資本金	円				
事業の種類					
許可番号・登録年月日					
常時使用する従業員					
得意とするエリア・地区					
自社所有の車両台数	10 t	台/4 t	台/2 t	台/	台
運送に関わる協力会社数	社				

# 東海セントラーゴ物流協同組合\_賛助会員 (サポートメンバー) 規約

本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力する者を賛助会員（サポートメンバー）とすることができる。但し、賛助会員は本組合において法に定める組合員に該当しないものとする。  
賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

## 賛助会員（サポートメンバー）の義務と権利

1. 賛助会員は、この品質の平準化に従い一定の品質を保たなければならない。
2. 賛助会員は、一定の品質を保つことにより本組合から業務を請け負うことができる。
3. 賛助会員は、一定の品質を保つことにより本組合から燃料カード・ETCカードを借り受けることができる。

### ※ 出資金は不要

## 『品質の平準化』

賛助会員は、一定の品質（運転マナー・配送マナー・配送能力・基礎基準）を満たさなければならない。

賛助会員は、この品質の平準化に努め、安定した品質を保つことが大事です。

品質に格差があってははいけません。

品質を定めるには誰でも分かるものでなければなりません。

以上の品質を次の通り定めます。

### 1. 運転マナー

- 1：交通ルールを守る
- 2：弱者を守る運転をする
- 3：乗車の際は、車両全体を確認して乗車する
- 4：防衛運転をする
- 5：車両を清潔に清掃する

### 禁止事項

- 1：悪質な運転者と張り合う
- 2：唾を吐いたり、ゴミを投げ捨てる
- 3：他の車にかぶせる
- 4：ちょっとだからと思って迷惑になるような駐車をする
- 5：運転中に他のことを考え、運転以外のことをする
- 6：あおり運転をする
- 7：危険運転をする
- 8：バック走行する時に直ぐ止まれない速度で走行する
- 9：携帯電話を見ながら運転する
- 10：車両の点検を怠る
- 11：ながら運転をする

## II. 配送マナー

- 1: 挨拶する
- 2: 納品時に必ず名乗る
- 3: 時間指定を守る（早配・遅配しない）
- 4: 一般用エレベーターと荷物用エレベーターを区別して利用する
- 5: お客様の施設・備品を傷つけたらお客様に報告して謝罪する
- 6: 『馴れ馴れしい』は、相手が不快と感じるがあるので注意が必要

### 禁止事項

- 1: 挨拶を忘れる、挨拶をしない
- 2: 届け先の邪魔になる駐車をする
- 3: 荷物を乱暴に扱う
- 4: お客様が嫌悪感を感じる服装をする
- 5: タバコの匂いで荷物が臭い、汗臭い、体臭でお客様に嫌悪感を感じさせる
- 6: 横柄な態度・しゃべり方をする
- 7: マスクをきちんとして着用しない
- 8: 呼び鈴を押すなど書いてあるとき呼び鈴を押す
- 9: 芝生の上に車を止める
- 10: 勝手に届け先に入る（インターフォンや内線で呼び出しをしない）
- 11: 納品時にロックやインターフォンなどを鳴らしても反応がないのに、勝手にドアなどを開ける
- 12: 納品時に名乗らない
- 13: 早配・遅配をする
- 14: 台車で入ってはいけないところに入る
- 15: 一般用エレベーターと荷物用エレベーターを区別して利用しない
- 16: 勝手に私有地を利用する
- 17: ロックもせず無言で入室する
- 18: 無言で受領を「ここに押して」等の横柄な対応をする
- 19: お客様の施設・備品を傷つけたらお客様に報告しない、謝罪をしない
- 20: お届け先受取窓口で配達以外の会話をする

## III. 配送能力基準

- 1: 業務を継続するためには、配完する
- 2: 住宅地図が読める
- 3: 配達順序が組める
- 4: 荷物を破損しない・配達順序に合った積み込みができる
- 5: 個口数を確認して配達する
- 6: 袋物がへばりついていないか気を付ける
- 7: イレギュラーなことは勝手な判断をせずに報連相をする
- 8: 不在票をきちんと書いて投函する
- 9: 宅配ボックスを使用するとき、その施設のルールを守る
- 10: 誤配したら報告する
- 11: 電話に出る、気づいたら折り返し電話する
- 12: お渡しする際に入口の看板と荷札を確認する

- 13：丁寧な荷扱いに心掛ける
- 14：施錠して荷物が盗まれないようにする
- 15：雨に濡れないように荷物を扱う
- 16：配送する荷物、持ち戻りの荷物の整理をする
- 17：エリア内の踏切、信号、車線を理解して配送時間の短縮に努める
- 18：持出し・配完の入力をリアルタイムに遂行する
- 19：配達終了後、荷台に配達する荷物が残っていないか確認する

#### 禁止事項

- 1：荷物を車の屋根や路上に置く
- 2：遠い荷物や重い荷物を他の人に押しつける
- 3：少ないと他のエリアの荷物を取り上げる
- 4：アルバイトの配達完了受領書を取り上げる
- 5：受領印が必要な荷物の勝手なサインをする
- 6：お客様のハンコを勝手に捺印する
- 7：納品先窓口と納品ルールを勝手に作る
- 8：軽い荷物の上に重い荷物を載せる
- 9：荷崩れを起こるような積み方をする（荷物と荷物に隙間をあける）
- 10：荷台ドアを閉めずに走行する
- 11：誤配送を繰り返す
- 12：荷主名を間違える

#### **IV. 配送ドライバーに求める基礎基準**

- 1：急な休みを度々しない
- 2：遅刻を度々しない
- 3：とぼけたり、ごまかしたり、うそを言ったりしない
- 4：交通違反を繰り返していない
- 5：人に暴力をふるわない
- 6：パンク修理・スペアタイヤ交換・タイヤチェーン装着ができる
- 7：タイヤ・オイルレベルゲージ・ラジエーター液・バッテリー・ブレーキパッドの車両点検箇所が分かる
- 8：20kgの荷物が持てる
- 9：ため口でしゃべらない
- 10：通常使われる漢字の読み書きができる

上記、規約内容を遵守致します。

年 月 日

住 所

電話番号

氏 名

⑩



## 秘密保持契約書

東海セントラーゴ物流協同組合

代表理事 大淵 一徳 殿

この度、貴組合への加入に際し、私は以下の事項を遵守することを約束いたします。

### 第1条（定義）

本契約における秘密事項とは、次に示される貴組合の営業上または技術上の情報（以下「秘密情報」という）をいう。

1. 経営上の重大な秘密ならびに職務上知り得た個人情報
2. 顧客及び取引先に関する情報
3. 開発、製造及び販売における企画、技術資料、原価、価格決定等の情報
4. 財務、人事等に関する情報
5. 以上の他、貴組合が特に秘密保持対象として指定した情報

### 第2条（秘密の報告及び帰属）

1. 前条による秘密事項を第三者に開示もしくは漏洩しないものとします。
2. 秘密情報について、その創出又は得喪に関わった場合には直ちに貴組合に報告致します。
3. 秘密情報については、私とその秘密の形成、創出に関わった場合であっても、貴組合業務上作成したものであることを確認し、当該秘密の帰属が貴組合にあることを確認致します。また当該秘密情報について私に帰属する一切の権利を貴組合に譲渡し、その権利が私に帰属する旨の主張を致しません。

### 第3条（契約解除後の秘密保持の誓約）

秘密情報については、貴組合から脱退した後においても開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。

### 第4条（損害賠償）

前各条項に違反して、貴組合の秘密情報を開示、漏洩もしくは使用した場合、法的な責任を負担するものであることを確認し、これにより貴組合が被った一切の損害を賠償することを約束致します。

年 月 日

住 所

氏 名

印